

特定非営利活動法人 スキンアピランスサポートセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人スキンアピランスサポートセンターという。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市内に置く。

(目的)

第3条 本法人は、白斑や母斑、瘢痕等で皮膚変色や皮膚障害等を有する人々やその家族に対して、交流会の開催、およびメディカルメイクアップの普及に関する事業を行い、当事者の生活の質（QOL）の向上と社会参画の促進を図る。また社会に対して正しい知識の普及啓発を行うことで、心理的、社会的な障壁を解消し、当事者の円滑な社会生活の維持に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①皮膚変色や皮膚障害等を有する人々及び関係者等との交流イベント開催等に関する事業
 - ②皮膚変色、皮膚障害等による、見た目の悩みに対する正しい理解の促進を目的とした情報提供、情報収集、情報発信並びに社会への啓発のためのイベント開催等に関する事業
 - ③皮膚変色や皮膚障害等を有する人々へのメディカルメイクアップを活用した支援及び相談事業
 - ④メディカルメイクアップに関する知識及び技術の普及並びに人材育成に関する事業

る事業

⑤医療機関、福祉機関、教育機関等と連携した、メディカルメイクアップに関する講師派遣及び啓発事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会し、本法人の活動及び事業を推進し、その目的達成に協力すると認められる個人又は団体で、総会における議決権を有するもの
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、本法人の活動を賛助する個人又は団体で、総会における議決権を有しないもの

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を別に定める書面又は電磁的方法により代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める「会員規程」に従い、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して2年以上会費を滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき。
- (4) 入会后、会員本人又は会員である団体が暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）に該当することが判明したとき。
- (5) 第11条の規定により除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して

任意に退会することができる。

(除名)

第 1 1 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他、本法人の活動や事業運営に支障を来す恐れがある等の正当かつ合理的な理由があることが理事会の決議により認められたとき。

(抛出金品の不返還)

第 1 2 条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第 1 3 条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
- (2) 監事 1 人以上
- 2 理事のうち、1 人を代表理事、1 人を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第 2 0 条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることはできない。
- 6 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第 1 4 条 代表理事は、本法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、本法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、本法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくは本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第15条** 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 役員は、再任されることができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第16条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第17条** 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員の報酬)

- 第18条** 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第19条** 本法人の事務を処理するため、本法人に事務局長その他の職員を置くことができる。この場合、理事が兼務することを妨げない。
- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事

が別に定める。

第4章 総会

（総会の種別）

第20条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会員の除名
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め代表理事に招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 総会は、実際上の会議と同等の環境が整備でき、出席者が即時的に双方向による情報伝達、意思確認ができる場合には、オンライン会議システム等により開催することができる。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

ない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、本定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法もしくはオンライン会議システム等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第3号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所（第23条第3項の規定により開催した総会にあってはその旨を付記すること）

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者、オンライン会議システム等による出席者の場合にあってはその旨を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 入会金及び会費の額に関する事項
- (5) 資産の管理の方法
- (6) 第11条第3号に該当すべき正当かつ合理的な理由の認定
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 オンライン会議システム等による理事会の開催については、第23条第3項の規定を準用する。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第1項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも3日前までに通知しなければならない。但し、緊急の必要性がある場合はこの期間を短縮できるものとする。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。但し、代表理事は他の理事を指名して委任することができる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。但し、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法もしくはオンライン会議システム等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所（第32条第2項の規定により開催した理事会にあってはその旨を付記すること）

- (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者もしくはオンライン会議システム等による出席者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第36条第3項の規定により理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3)理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計等

（資産の構成）

第39条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第40条 本法人の資産は、代表理事がこれを管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行ふものとする。

（会計の区分）

第42条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 本法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3カ月以内に、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 本法人の定款（以下「本定款」という）を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5)社員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項（役員の定数に関するものを除く）

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10)定款の変更に関する事項

- 2 本法人の定款の変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)を行ったときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第47条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 本定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 本定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	北澤 望美
副代表理事	稲垣 一江
理事	古谷野 律子
監事	横井 理恵子

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、本定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、本定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、本定款の規定にかかわらず、次の表1に掲げる額とする。年度途中での入会の場合も表1に掲げる額とする。

表1

種別		入会金	年会費	備考
正会員	個人	1,000円	2,000円	総会議決権あり
	団体	3,000円	5,000円	
賛助会員	個人	2,000円	3,000円/口	総会議決権なし
	団体	5,000円	10,000円/口	